香取市汚水適正処理構想について(概要)

令和5年3月

香取市建設水道部下水道課

1.汚水適正処理構想とは

1-1 汚水適正処理構想の概説

「汚水処理適正構想」とは、農山村地域を含めた市全域を対象に、地域ごとに最適な汚水処理方法を定め、計画的に実施していくために策定されるものです。市では、平成14 年度に旧市町において策定し、その後定期的に見直しを行ってきました。

「汚水適正処理構想」に基づき汚水処理施設の整備を進めた結果、汚水処理人口普及率 は増加しています。

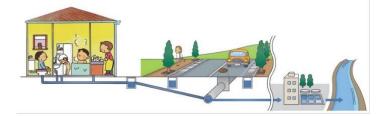
今後の下水道事業では、汚水処理施設の未整備区域の早期解消が課題となります。そこ で、より効率的な汚水処理施設の整備を実施していくため、今回、平成27年度に策定され た「汚水適正処理構想」の見直しを行いました。

1-2 汚水処理施設の種類

家庭や事業所から発生する汚水を処理する施設には、集合処理方式(公共下水道、農業 集落排水処理、地域汚水処理)と個別処理方式(合併処理浄化槽)があります。

〇集合処理(公共下水道、農業集落排水処理、地域汚水処理)

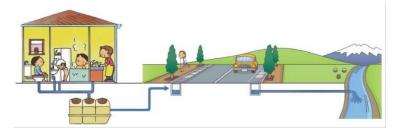
家庭や事業所からの排水は、市が整備した下水道管に入ります。その後処理施設に集め られ、きれいに処理された後、河川に放流されます。



〇個別処理(合併処理浄化槽)

家屋からの排水はご自宅に設置されている浄化槽に入り、そこできれいに処理した後、 ご自宅前の側溝に流し、河川に放流されます。

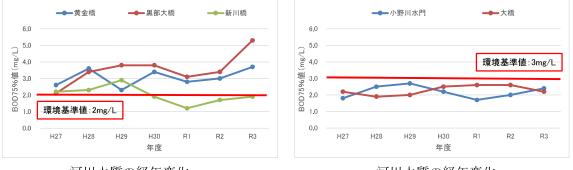
トイレからの排水のみを処理する浄化槽を単独処理浄化槽、トイレの他に台所、風呂な どからの排水も一緒に処理する浄化槽を合併処理浄化槽と呼びます。



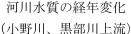
2.本市の課題

2-1 公共用水域の状況と課題

市内の主な河川水質の経年変化を次図に示します。小野川(小野川水門)、黒部川上流 (大橋)では環境基準値を満足しています。栗山川(新川橋)においては近年環境基準 値を満足しているものの、大須賀川(黄金橋)、黒部川下流(黒部大橋)においては環境 基準値を超過する年度が見受けられます。公共用水域の水質改善のため、汚水処理施設の 整備や普及促進が望まれます。



河川水質の経年変化 (大須賀川、黒部川下流、栗山川)

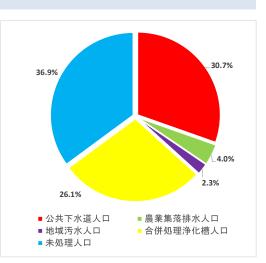


2-2 汚水処理の状況と課題

市の汚水処理人口普及率は、令和3年3月末時 点で63.1%です。整備手法別の普及率は、公共 下水道では30.7%、農業集落排水では4.0%、 地域汚水処理では2.3%、合併処理浄化槽では 26.1%となっています。

なお未処理人口36.9%は、汲み取りまたは単 独処理浄化槽の利用人口となっています。

以上の状況を踏まえた、本市における汚水処 理に関する課題を下記に示します。



1) 汚水処理の普及・促進

令和3年3月末時点における汚水処理人口普及率の全国平均(92.6%)、千葉県平均(90.1%) と比べて、市の普及は遅れています。汚水処理施設の未整備区域の早期解消のため、汚水処 理施設の効率的な整備を進めていく必要があります。

2) 接続率の向上

汚水処理施設の整備が進められ、公共下水道や農業集落排水施設が使えるようになった区 域でも、施設に接続しない人口が2割ほどになります。接続が行われないと、生活雑排水な どがそのまま河川などに放流されてしまい、公共用水域の水質改善にはつながりません。早 期接続及び接続率100%を目指し、働きかけを行います。

3) 合併処理浄化槽への転換

単独処理浄化槽では、トイレからの排水のみしか処理がされず、台所や風呂などの排水 は処理されないまま河川に放流されてしまいます。公共用水域の水質改善のため、単独処 理浄化槽ではなく、合併処理浄化槽の整備を進める必要があります。

平成13年4月に浄化槽法の改正が行われ、単独処理浄化槽の新たな設置は禁止されました。また、使用者は合併処理浄化槽への転換に努める必要があり、市では転換推進の働きかけを行っていきます。

3. 香取市汚水適正処理構想の策定と推進

3-1 香取市汚水適正処理構想の策定

市では、人口動向や地域の実情を考慮した効率的・効果的な汚水処理施設整備を推進することを目的として、以下の3点を主眼に、目標年を短期(R6)、中期(R16)、長期(R31)に定め、令和4年度に「香取市汚水適正処理構想」の見直し計画を策定しまし

た。(香取市汚水適正処理構想図参照)

視点①汚水処理事業のアクションプランの早期概成

汚水処理事業について、目標年が令和6年度のアクションプランの早期概成を行 うことで、公共用水域への汚水流入量の削減や、生活環境の向上を効果的に達成する ことができます。

項目		全体	公共下水道	集落排水施設	浄化槽	その他
目標値 (R6末)	計画区域内人口(人)	69, 700	24, 531	2, 846	40, 797	1, 526
	整備人口(人)	48, 238	22, 612	2, 846	21, 254	1, 526
	整備面積(ha)	1, 054	796	258	-	_
	汚水処理人口普及率(%)	69.2	92.2	100. 0	52. 1	100. 0
	水洗化率(%)	84.1	82.7	87. 2	-	100. 0
(R2末)	計画区域内人口(人)	73, 900	24, 777	3, 001	44, 500	1, 622
	整備人口(人)	47, 966	22, 537	3, 001	20, 806	1,622
	整備面積(ha)	1, 049	791	258	-	-
	汚水処理人口普及率(%)	64.9	91.0	100.0	46.8	100.0
	水洗化率(%)	84. 0	82. 5	86.6	_	100. 0

(アクションプラン)

視点②効率的な汚水処理システムの構築

公共下水道等の集合処理においては、既存の施設の有効利用を行うため、小口径マンホールの利用や浅埋施工などの期間短縮手法による整備を基本とした汚水処理システムを構築します。

視点③コスト縮減に向けた健全かつ合理的な整備手法

経済性において個別処理が有利な区域は、個人設置型の個別処理(合併処理浄化 槽)とします。

また、平成27年度に策定した「汚水適正処理構想」との変更点を下記に示します。

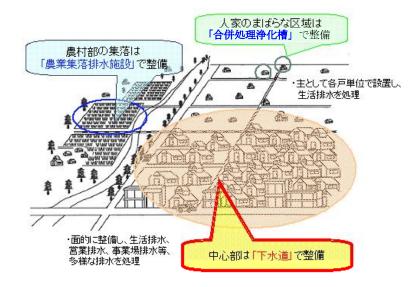
	平成27年度	令和4年度	
目標年	中期:令和6年度 長期:令和16年度	短期:令和6年度 中期:令和16年度 長期:令和31年度	
汚水処理人口普及率(%)	中期(R6) : 57% 長期(R16) : 100%	短期(R6) : 69% 中期(R16) : 78% 長期(R31) : 100%	

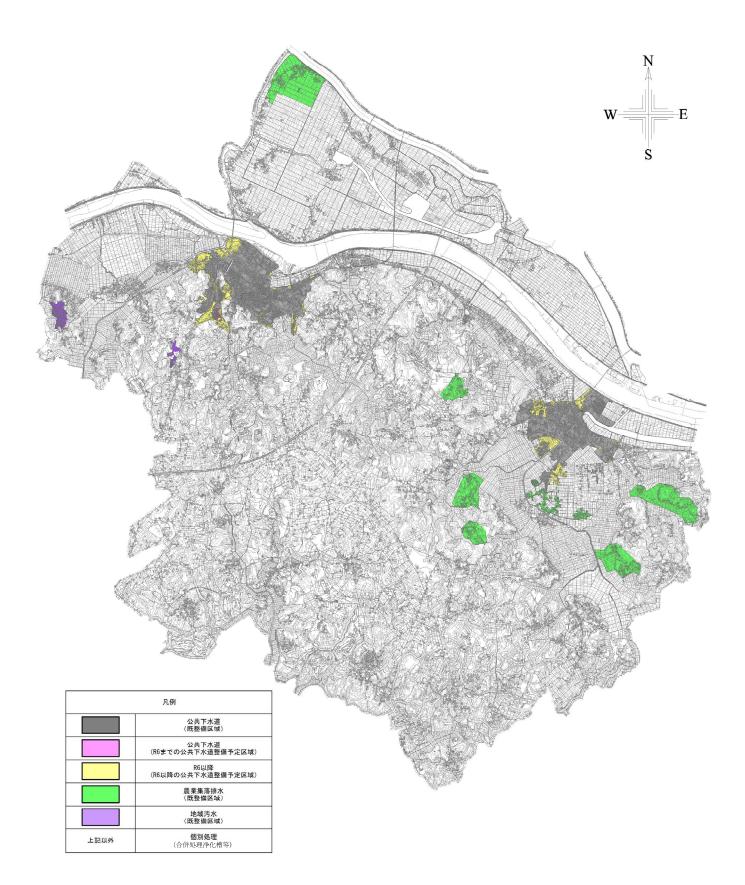
3-2 香取市汚水適正処理構想の推進

市では、見直しを行った「汚水適正処理構想」に基づき、下水道施設の整備を行ってい きます。

公共下水道の計画区域内においては、下水道管の布設などを継続し、公共下水道が使用 できるように整備を進めていきます。下水道の整備が完了した地域では、速やかな下水道 への接続を働きかけていきます。

合併処理浄化槽の区域内では、設置補助や単独処理浄化槽から合併処理浄化槽への転換(切替)補助を行い、合併処理浄化槽の整備を促進していきます。また、合併処理浄化 槽は設置し利用する方々の適正な維持管理が重要となるため、法定検査(11条)や清掃 等の実施を働きかけていきます。





香取市汚水適正処理構想図